

清水委員資料

再犯防止計画（住居・就労）意見（清水義憲）

I 住居に関する事項

（ハード）

- 1 国及び自治体において、公営住宅の活用推進、空き家情報の提供等の方策を講ずる。

（ソフト・利用システム）

- 2 前記公営住宅の活用や民営住宅の円滑な活用を図るために次の方策を講ずる。
 - （１）身元保証制度を設ける（国の補助制度－就労支援の身元保証制度がある）。
 - （２）紹介システム（情報連携－国・自治体のほか・住宅事業者にも呼びかけ）

（地域連携支援の拠点）

- 3 住宅フォローアップ事業を創設する。
 - （１）保護観察所（都道府県）単位で、国の委託事業として地域連携支援の拠点を設ける。
 - （２）次の支援事業を実施する。
 - ① 利用可能住宅に関する情報の共有－上記１及び２の（２）。
 - ② 身元保証事業の受託－上記２の（１）。
 - ③ 住宅活用見守り支援
 - ア 日常生活自立スキル支援（近隣関係・「食住職」等の日常生活自己管理）。
 - イ 住宅適正利用支援（家賃その他）。
 - ウ 孤立防止支援

（社会の入り口を開く拠点としての更生保護施設）

- 4 更生保護施設の抜本的体制強化を図る。
 - （１）更生保護施設は年間約 8, 400 人を受け入れており、その社会生活移行支援の比重は大きく、さらに今後帰住先のない人たちの受け入れを広げていくことが期待されている。
 - （２）しかし、受け入れをさらに広げていくためには次のとおり抜本的な体制強化が必要とされる。
 - ① 現状の体制は、昭和 25 年更生緊急保護法によりスタートした。当時の社会状況下で始まった家族経営的な体制のままである一定員 20 人で職員 4 人（夜間勤務独り体制）。
 - ② これまで、社会・経済が拡大し続けてきた情勢においては、出所者等にとっても居場所は拡がり続けてきた。その状況では社会への入り口をひらく支援という課題は大きくなく、かつては満期釈放者中心で刑務所の出口（宿所提供）支援で

足りてきた面もあった。

現在の体制はその社会・経済状況下の体制のままである。

ア しかし今や更生保護施設は、様々な累入者、薬物依存者その他の処遇困難者、高齢者、障害を抱えている人たち、さらには介護を必要とする人たちも受け入れる、地域生活への移行支援の大きな役割を担うというパラダイムシフトとも言えるほどの急激な変化に直面しており、再犯防止の拠点としての役割を担うためには抜本的な見直し、強化が必要とされている。

イ 加えて、近年は社会の成熟化に伴って居場所は狭まり、住居確保や経済自立は容易ではなくなっており、自立のための支援は様々な分野との連携を構築してのきめ細かで伴走型の支援が必要になっている。

ウ また、犯罪を繰り返し、生活の挫折を重ねて自分で自分をあきらめがちになっている人たちに必要なのは、あきらめることなく向き合い続けるスタッフの存在であり、粘り強く地域に居場所を開拓していくスタッフの存在である。更生保護施設は高い専門性と使命を求められる施設となっている。

エ 「早期自立」には更生保護施設の体制・支援機能の強化が不可欠である。

地域移行をフォローしていく拠点としての体制が整備されなければ結果として受け入れ体力も整わない。

更生保護施設については再犯防止計画において別にテーマを設けて検討するだけの比重を有すると考える。

(参考)

5 住居支援に関する現状

- (1) 住宅がないのではなくて入れない現状。
- (2) 家賃滞納歴による門前払いを余儀なくされている者もいる。
- (3) 身元保証人がいない。
- (4) 更生保護施設在所2か月くらいでは入居費用が確保できていない。
- (5) 就職、アパート入居が決まった「よかった」の後がリスクの高まるとき。
 - * 入居しても、住居費用の維持管理が不安定で挫折。
 - * 日常生活自立・自己管理のサポートが必要になる。
 - * 社会生活自立（関係性の回復・孤立防止）支援。

㊦ 住宅困窮者で日常生活自立が困難な人たちに対する小規模シェアハウス構想もありうる—生活自立訓練のための中間的機能を提供する生活支援付き共同住宅。

II 就労に関する事項

(地域連携支援の拠点)

1 更生保護就労支援事業所（法務省委託事業）を拡充する。

(1) 実施箇所を全国に拡大する。

(2) 事業メニューを拡充する—特にフォーアップ事業を付加・強化する。

① 協力雇用主のサポートを強化する。

→ 雇用の拡大と職場定着には、雇用者に対する地域密着の信頼関係（顔の見えるサポート）が不可欠。

② 就労後の本人の相談支援、必要な場合は転職支援も必要である。

(職業訓練)

2 本人の適性把握と労働市場ニーズに適応した職業訓練を推進する。

(1) 職業適性についての個別のアセスメントと適性開発が必要。

→ 限られた経験への過信と刹那的選択、蓄積された無力感から挫折。

→ 限られた視野と経験で考えていることと現実との乖離での挫折

(2) 協力雇用主等民間企業の訓練参加・委託等を講ずる。

→ 市場ニーズ適応と本人の就業現場感覚への感応を引き出す。

(農業訓練の活用)

3 生きる力の回復支援に農業の力を活用する。

ホームレス歴の長い者などに対する意欲・体力の回復、訓練プロジェクトを関係省庁、NPOの参加等により推進する—ソーシャルファームとの連携。

(国民の理解と表彰)

4 協力雇用主の社会的意義、評価を高める。

(1) 協力雇用主に対する褒章を設ける。

(2) 協力雇用主の社会的貢献に対する産業界の理解・支援を広げる。

→ 協力雇用主であることから顧客や取引先を失うこともある。

→ 親会社に知られないような気遣いをしている事業者もある。

III 住宅・就労に関する共通事項

1 上記 I の 3 及び II の 1 の地域連携支援の拠点を一体的に運営する。

(1) 住宅・就労の一体的な支援が効果的である。

(2) 情報連携・地域資源の共有の場。地域生活定着支援センター、自治体との具体的

- な連携の場となる。
- (3) 全国に「社会復帰支援ネットワーク協議会」(仮称)を設置する。